

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (1割負担の方) 2022.10～

地域区分単価(7級地)⇒1単位=10.14円 在宅強化型(サービス費 I ii、iv)

保険料段階	①多床室(4人部屋)													②個室(1人部屋)														
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	介護職員ベースアップ等支援加算(所定単位数×8/1000)(単位)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数×21/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(220円) 教養娯楽費(190円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	介護職員ベースアップ等支援加算(所定単位数×8/1000)(単位)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数×21/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(220円) 教養娯楽費(190円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	
												日額	月額												日額	月額		
4段階以上	介護1	836				7	36	20				3,615	108,446		756					7	33	18				5,029	150,861	
	介護2	910				8	39	21				3,695	110,849		828					7	36	19				5,106	153,172	
	介護3	974	22	24	46	9	42	23	1700	500	410	3,766	112,979	-	890	22	24	46		8	39	21	1700	2000	410	5,175	155,241	-
	介護4	1030				9	44	24				3,826	114,774		946					8	41	22				5,235	157,036	
	介護5	1085				9	46	25				3,885	116,538		1003					9	43	23				5,296	158,891	
3段階②	介護1	836				7	36	20				3,145	94,346		756					7	33	18				3,999	119,961	
	介護2	910				8	39	21				3,225	96,749		828					7	36	19				4,076	122,272	
	介護3	974	22	24	46	9	42	23	1360	370	410	3,296	98,879	88,800	890	22	24	46		8	39	21	1360	1310	410	4,145	124,341	117,000
	介護4	1030				9	44	24				3,356	100,674		946					8	41	22				4,205	126,136	
	介護5	1085				9	46	25				3,415	102,438		1003					9	43	23				4,266	127,991	
3段階①	介護1	836				7	36	20				2,435	73,046		756					7	33	18				3,289	98,661	
	介護2	910				8	39	21				2,515	75,449		828					7	36	19				3,366	100,972	
	介護3	974	22	24	46	9	42	23	650	370	410	2,586	77,579	67,500	890	22	24	46		8	39	21	650	1310	410	3,435	103,041	95,700
	介護4	1030				9	44	24				2,646	79,374		946					8	41	22				3,495	104,836	
	介護5	1085				9	46	25				2,705	81,138		1003					9	43	23				3,556	106,691	
2段階	介護1	836				7	36	20				2,175	65,246		756					7	33	18				2,209	66,261	
	介護2	910				8	39	21				2,255	67,649		828					7	36	19				2,286	68,572	
	介護3	974	22	24	46	9	42	23	390	370	410	2,326	69,779	50,100	890	22	24	46		8	39	21	390	490	410	2,355	70,641	53,700
	介護4	1030				9	44	24				2,386	71,574		946					8	41	22				2,415	72,436	
	介護5	1085				9	46	25				2,445	73,338		1003					9	43	23				2,476	74,291	
1段階	介護1	836				7	36	20				1,715	51,446		756					7	33	18				2,119	63,561	
	介護2	910				8	39	21				1,795	53,849		828					7	36	19				2,196	65,872	
	介護3	974	22	24	46	9	42	23	300	0	410	1,866	55,979	36,300	890	22	24	46		8	39	21	300	490	410	2,265	67,941	51,000
	介護4	1030				9	44	24				1,926	57,774		946					8	41	22				2,325	69,736	
	介護5	1085				9	46	25				1,985	59,538		1003					9	43	23				2,386	71,591	

介護老人保健施設 入舟 加算料金表

初期加算	入所から30日以内の期間	30/日	入退所前連携加算(Ⅰ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	600/回	
療養食加算	医師の指導による療養食を提供した場合	6/回	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネジャーへの情報提供、退所後の居宅サービスの利用調整を行う。	400/回	
短期集中 リハビリテーション実施加算	入所後3カ月間に集中的なリハビリを実施した場合	240/回	試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合に家族へ療養上の指導を行った場合	400/回	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	認知症があり生活機能改善が見込まれる方へ個別リハビリを行った場合(入所後3カ月間に週3回を限度)	240/回	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、新郎方針の決定を行った場合。	450/回	
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	362/日	退所時情報提供加算	退所後の主治医への情報提供	500/回	
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者ごとに医師または看護師が入所時に評価し6月に1度見直しを行う。支援計画を作成し3カ月に1度見直しを行う。	10/月	安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され安対策部門を施設内に設置し安全対策を実施する体制が整備されていること。	20/回	
排泄支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	15/月	地域連携診療計画 情報提供加算	病院退院時に病院との連携をした場合	300/回	
排泄支援加算(Ⅲ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。かつ、おむつ使用から使用なしに改善していること。	20/月	ターミナルケア加算	看取り介護を行った場合	死亡前31～45日	80/日
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い6月に1度支援計画の策定に参加し3月に1度支援計画を見直す。医学低評価の結果を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	300/月			死亡前4～30日	160/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口で食事摂取し摂食機能障害や誤嚥のある方へ経口摂取を維持する支援を行った場合	400/月			死亡前2～3日	820/日
経口移行加算	経管で食事摂取している方で経口摂取移行の支援を行った場合(計画日から180日)	28/日			死亡日	1650/日
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づき食事の観察を行い調整を行う。入所者毎の栄養状態等の情報を厚労省に提出し有効実施のための情報を活用していること。	11/日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時、かつ、3月に1度褥瘡評価をし計画書を作成しその結果等を厚労省に提出し実施に当たり情報を活用する。	3/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	医師の指示をうけた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回実施し、介護職員に対して助言、指導を行い、介護職員からの相談に必要なに応じて対応すること	90/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし評価の結果褥瘡発生リスクの高い入所者において褥瘡の発生がないこと	13/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生管理等の情報を厚労省に提出し、有効実施のために必要な情報を活用していること	110/月	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅰ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	34/日	
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算	医師・PT・OT・ST等がリハ計画を作成し質を管理していること。計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	33/月	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅱ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	46/日	
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関、施設の管理栄養士が相談の上、栄養計画を作成した場合	200/回	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとの基本的な情報を厚労省に提出していること。計画を見直し有効に情報活用していること。	40/月	
認知症行動・心理症状 緊急加算	認知症のために医師が在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスが必要であると判断した場合(最大7日間)	200/日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、疾病、服薬情報等の情報を厚労省に提出していること	60/月	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護の一定の経験を有し、認知症ケアの専門研修を修了した者、かつ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置しが介護サービスを提供する場合	3/日	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎について処置等を行った場合	480/日	
※ その他加算が付く場合があります。			緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬、検査、処置等を行った場合	518/日	

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (2割負担の方) 2022.10～

地域区分単価(7級地)⇒1単位=10.14円 在宅強化型(サービス費 I ii、iv)

保険料段階	①多床室(4人部屋)												②個室(1人部屋)														
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	介護職員ベースアップ等支援加算(所定単位数×8/1000)(単位)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数×21/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(220円) 教養娯楽費(190円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	介護職員ベースアップ等支援加算(所定単位数×8/1000)(単位)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数×21/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(220円) 教養娯楽費(190円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)
												日額	月額												日額	月額	
4段階以上	介護1	1672	44	48	92	15	72	39	1700	500	410	4,620	138,592	-	1512	44	48	92	14	66	36	1,700	2,000	410	5,947	178,421	-
	介護2	1820				16	78	42				4,780	143,399		1656				15	72	39				6,104	183,106	
	介護3	1948				17	83	45				4,919	147,566		1780				16	77	41				6,237	187,121	
	介護4	2060				18	88	47				5,041	151,217		1892				17	81	44				6,359	190,772	
	介護5	2170				19	92	49				5,159	154,776		2006				18	85	46				6,482	194,452	

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (3割負担の方) 2022.10～

地域区分単価(7級地)⇒1単位=10.14円 在宅強化型(サービス費 I ii、iv)

保険料段階	①多床室(4人部屋)												②個室(1人部屋)														
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	介護職員ベースアップ等支援加算(所定単位数×8/1000)(単位)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数×21/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(220円) 教養娯楽費(190円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	介護職員ベースアップ等支援加算(所定単位数×8/1000)(単位)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数×21/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(220円) 教養娯楽費(190円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)
												日額	月額												日額	月額	
4段階以上	介護1	2508	66	72	138	22	109	58	1700	500	410	5,625	168,739	-	2268	66	72	138	20	99	53	1,700	2,000	410	6,864	205,921	-
	介護2	2730				24	117	63				5,865	175,948		2484				22	108	58				7,099	212,978	
	介護3	2922				26	125	67				6,074	182,215		2670				24	115	62				7,301	219,032	
	介護4	3090				27	131	71				6,255	187,660		2838				25	121	65				7,482	224,447	
	介護5	3255				28	138	74				6,434	193,014		3009				26	128	69				7,667	230,013	

日用品費・教養娯楽費内訳

※日用品費(タオル・石鹸・シャンプー等) 1日220円

※教養娯楽費(行事・クラブ活動材料費等) 1日 ※その他加算が付きまます。

介護老人保健施設 入舟 加算料金表

項目		2割	3割	項目		2割	3割	
初期加算	入所から30日以内の期間	60/日	90/日	入退所前連携加算(Ⅰ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	1200/回	1800/回	
療養食加算	医師の指導による療養食を提供した場合	12/回	18/回	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネジャーへの情報提供、退所後の居宅サービスの利用調整を行う。	800/回	1200/回	
短期集中 リハビリテーション実施加算	入所後3カ月間に集中的なリハビリを実施した場合	480/回	720/回	試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合に家族へ療養上の指導を行った場合	800/回	1200/回	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	認知症があり生活機能改善が見込まれる方へ個別リハビリを行った場合(入所後3カ月間に週3回を限度)	480/回	720/回	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、新郎方針の決定を行った場合。	900/回	1350/回	
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	724/日	1086/日	退所時情報提供加算	退所後の主治医への情報提供	1000/回	1500/回	
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者ごとに医師または看護師が入所時に評価し6月に1度見直しを行う。支援計画を作成し3か月に1度見直しを行う。	20/月	30/月	安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され安対策部門を施設内に設置し安全対策を実施する体制が整備されていること。	40/回	60/回	
排泄支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	30/月	45/月	地域連携診療計画 情報提供加算	病院退院時に病院との連携をした場合	600/回	900/回	
排泄支援加算(Ⅲ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。かつ、おむつ使用から使用なしに改善していること。	40/月	60/月	ターミナルケア加算	看取り介護を行った場合	死亡前 31～45日	160/日	240/日
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い6月に1度支援計画の策定に参加し3月に1度支援計画を見直す。医学低評価の結果を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	600/月	900/月			死亡前 4～30日	320/日	480/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口で食事摂取し摂食機能障害や誤嚥のある方へ経口摂取を維持する支援を行った場合	800/月	1200/月			死亡前2～3日	1640/日	2460/日
経口移行加算	経管で食事摂取している方で経口摂取移行の支援を行った場合(計画日から180日)	56/日	84/日			死亡日	3300/日	4950/日
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づき食事の観察を行い調整を行う。入所者毎の栄養状態等の情報を厚労省に提出し有効実施のための情報を活用していること。	22/日	33/日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時、かつ、3月に1度褥瘡評価をし計画書を作成しその結果等を厚労省に提出し実施に当たり情報を活用する。	6/月	9/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	医師の指示をうけた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回実施し、介護職員に対して助言、指導を行い、介護職員からの相談に必要に応じて対応すること	180/月	270/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし評価の結果褥瘡発生リスクの高い入所者において褥瘡の発生がないこと	26/月	39/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生管理等の情報を厚労省に提出し、有効実施のために必要な情報を活用していること	220/月	330/月	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅰ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	68/日	102/日	
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算	医師・PT・OT・ST等がリハ計画を作成し質を管理していること。計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	66/月	99/月	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅱ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	92/日	138/日	
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関、施設の管理栄養士が相談の上、栄養計画を作成した場合	400/回	600/回	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとの基本的な情報を厚労省に提出していること。計画を見直し有効に情報活用していること。	80/月	120/月	
認知症行動・心理症状 緊急加算	認知症のために医師が在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスが必要であると判断した場合(最大7日間)	400/日	600/日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、疾病、服薬情報等の情報を厚労省に提出していること	120/月	180/月	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護の一定の経験を有し、認知症ケアの専門研修を修了した者、かつ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置しが介護サービスを提供する場合	6/日	9/日	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎について処置等を行った場合	960/日	1440/日	
※ その他加算が付く場合があります。				緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬、検査、処置等を行った場合	1036/日	1554/日	